

# 新千歳空港

## 新規参入グランドハンドリング事業者の要件

(制定 令和8年4月1日)

北海道エアポート株式会社

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、航空法施行規則第92条（空港等の機能確保に関する基準）、空港管理規則（昭和二十七年七月三日運輸省令第四十四号）第六条、第二十五条及び空港供用規程並びに空港機能管理規程（セイフティ編）の趣旨を踏まえ、新千歳空港 空港供用規程に基づき、当空港における航空機の運航の安全確保、健全な空港機能及び秩序の維持、並びに国際標準に準拠した地上取扱業務体制の確立を目的とする。

### (実施事項)

第2条 この規程は、北海道エアポート株式会社（以下「HAP」という。）が管理する新千歳空港（以下「当空港」という。）において、新たにグランドハンドリング業務（以下「グラハン業務」という。）を行う事業者（以下「申請者」又は「事業者」という。）における構内営業承認にあたり、事前の能力審査（以下「審査」）及び事業開始前確認（以下「開始前確認」）に関する必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、国際線航空運送事業者の地上取扱業務を受託するために新たに構内営業申請を行うグランドハンドリング事業者に対して適用する。

2 HAP 社内規程等に準拠し、本件に関する基準を設定する。

### (国際標準への準拠)

第4条 審査にあたっては、日本の航空関連法令に加え、国際航空運送協会（IATA）が定める以下の国際標準への準拠性を評価基準とする。

- (1) Airport Handling Manual (AHM)
- (2) IATA Ground Operations Manual (IGOM)
- (3) IATA Safety Audit for Ground Operations (ISAGO) の認証状況又はそれに準ずる  
監査実績

### (用語の定義)

第5条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) グランドハンドリング事業者  
空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準（令和7年12月1日適用）別表の  
1、4、8、10 から 15、17 の業務を行う事業者。
- (2) 能力審査

グランドハンドリング業務を行う事業者は構内営業申請前に安全管理体制、資機材調達計画、作業実施体制、保有資格者数等についてヒアリング及び書面により審査し、事業遂行能力を確認。

(3) 事業開始前確認

構内営業承認後、業務開始前に要員配置、資機材の配備状況、教育訓練の完了状況及び現場指揮命令系統等をヒアリング及び書面により確認。

**(審査の基本要件)**

第6条 申請者は、HAP から次の各号に掲げる要件の確認を受けなければならない。

(1) 安全管理体制

航空安全及び航空保安に対する適切な知識を有し、適切な責任体制が構築されていること及び事象発生時に適切な報告・管理・処理が対応できる体制を有していること。

(2) 受託予定

想定される受託キャリア及び便数

(3) 保有資機材

受託航空機の型式に適合した資機材を配備できていること。

(4) 作業実施体制

受託航空機に対応する人員数を確保できている及び直近の事業拡大に対応可能な体制を有していること。

(5) 保有資格者

受託航空機及び受託便数に対応できる資格者数を有していること。

**(事業開始前確認の基本要件)**

第7条 申請者は、HAP から次の各号に掲げる要件の確認を受けなければならない。

(1) 規程・計画の整合性

審査時に提示された安全管理体制、要員計画及び資機材調達計画と、実態に齟齬がないこと。

(2) 現場の即応能力

要員が必要な教育訓練を修了し、各手順書に基づき、安全かつ確実に業務を遂行できる体制を有していること。

(3) 緊急時対応能力

緊急連絡網等が設定され、イレギュラー発生時において、HAP 及び関係機関と円滑

に連携できる仕組みが構築されていること。

### 第3章 審査の手続き

#### (能力審査の判定)

第8条 申請者は、審査の結果に基づき次の各号のいずれかの判定を受ける。

- (1) 「適合」
- (2) 「条件付き適合」
- (3) 「不適合」

#### (構内営業申請及び事業開始前確認)

第9条 HAP は前条により「適合」又は「条件付き適合」と判定された者に対し、構内営業の申請を認める。

2 構内営業の承認を受けた事業者は、事業開始予定日の原則3週間前までに要領に定める開始前確認を受検し、合格しなければならない。

#### (開始前確認の判定)

第10条 申請者は、開始前確認の結果に基づき次の各号のいずれかの判定を受ける。

- (1) 「合格」
- (2) 「条件付き合格」
- (3) 「不合格」

#### (通知)

第11条 HAP は、前条の判定結果を文書により申請者に通知する。

### 第4章 承認の効力、監督及び追加の審査

#### (承認の条件及び有効期間)

第12条 審査の適合判定の有効期間は、承認の日から6ヶ月とする。期間内に事業を開始しない場合、当該承認は効力を失うものとし、再度能力審査を受けなければならない。

#### (重大な不適合に対する措置)

第13条 事業開始前確認において、SMSの不備、安全性欠如、又は訓練未了等の重大な不適合が確認された場合、HAPは未達事項が完了するまで事業の開始を認めない。

#### **(審査後の要件変更に伴う再審査)**

第14条 事業者が、事業開始前に審査時の要件から変更となる場合は、HAPに報告しなければならない。また、要件の変更内容に応じて再審査等HAPの要請に応じなければならない。

- (1) 第6条の基本要件が変更が生じた場合
- (2) その他、HAPが特に必要と認めた場合

#### **(臨時審査の実施)**

第15条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、又は該当する恐れがある場合は、HAPから臨時に審査を受けなければならない。

- (1) 当空港において、当該事業者に起因する事故、重大インシデント及び制限区域内における地上作業に起因する人の死傷等が発生した場合
- (2) 法令、本規程又は安全上の重大な違反がある場合
- (3) その他、HAPが特に必要と認めた場合

### **第5章 雑則**

#### **(事業開始までの申請フロー)**

第16条 事業者は、業務開始までの必要な手続き及び申請は別表の通りとする。

### **附 則**

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表 事業開始までの申請標準フロー

